

住友不動産グループのインボイス制度対応方針

当社グループは、2023年10月にスタートするインボイス制度に関し、すべてのお取引先様は大切なパートナーであるという考えのもと、以下の対応を実施することといたします。

1. 行動指針の策定

次の行動指針を策定し、当社グループ全従業員が遵守いたします。

- (1) 適格請求書発行事業者登録は協力の依頼のみであり、決して強要はいたしません。
- (2) 適格請求書発行事業者登録しないことを理由に発注取り止めや消費税相当額の一部または全部を支払わない行為をいたしません。
- (3) お取引先様から自主的に消費税相当額の減額をご提案頂いても、決して受諾いたしません。

2. 相談窓口の設置

企画本部財務部経理課に、税理士資格を有する者を含めて6名のチームを組成し、制度説明や登録申請支援のための相談窓口を次の通り設置いたします。

〒163-0820 東京都新宿区西新宿2-4-1

住友不動産株式会社 企画本部財務部経理課 インボイス制度相談窓口

TEL : 03-3346-1018 (受付時間: 平日9:00~17:00)

FAX : 03-3346-1206

E-MAIL : invoice@j.sumitomo-rd.co.jp

3. 通報窓口の設置

お取引様に対しての事業者登録の強要、取引先候補からの除外、消費税相当額の減額要求等、不適切な行為に対する通報窓口を次の通り設置いたします。

〒163-0820 東京都新宿区西新宿2-4-1

住友不動産株式会社 内部監査室

TEL : 03-3346-1411 (受付時間: 平日9:00~17:00)

FAX : 03-3346-1613

E-MAIL : helpline@sumitomo-rd.co.jp